

平成20年（行ウ）第602号 都市計画決定無効確認等請求事件

原告 上田 誠吉

被告 東京都

求 積 明 申 立 書

東京地方裁判所民事第2部 御中

2014（平成26）年5月29日

原告訴訟代理人弁護士 坂 勇 一 郎

同 加 納 小 百 合

同 泉 澤 章

同 上 原 公 太

同 瀬 川 宏 貴

原告訴訟復代理人弁護士 洪 美 絵

同 久 保 田 明 人

1 被告における「外環の2」の「事業化の方針」について

被告は、平成26年1月に、「外環の2」の北側1キロメートル区間の以南、約3キロメートル区間（甲135に「あり方（複数案）対象区間」として示された目白通りから青梅街道の区間（16頁）。以下、「3キロメートル区間」という。）について、「あり方（複数案）」を公表し（甲135）、「外環の2」を廃止する案は、採用が困難なので、「あり方（複数案）」には含まれないと公表した（甲135・13頁、16頁以下）。

これに対して原告は、平成26年3月11日付求釈明申立書において、「外環の2」について被告がどのような事業化の方針をもっているか等について求釈明を行ったが、被告は、平成26年5月29日付（同年5月16日に送達）被告第27準備書面において、3キロメートル区間についても「都市計画に関する都の方針を取りまとめていく段階にあり、あり方（複数案）は『事業化の方針』を示したものではない」旨、主張した。

2 ところが、被告は、同書面が原告に送達される直前である平成26年5月14日付けにて、「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針」（以下、「新方針」という。）を公表し、3キロメートル区間は幅員22メートルの道路を基本として整備する方針を示したうえで、「今後、地域住民等の意見を聴きながら都市計画変更の手続きを進める」ことを明言した（甲153、154）。

これだけ「外環の2」のあり方が、廃止を含め議論されている中で、「あり方（複数案）」の公表からわずか4か月あまりという短期間で、幅員22メートル道路を整備する旨の方針に決定してしまう被告の拙速さにも呆れるが、それはひとまず置くとしても、前記のとおり、5月14日の「新方針」において、事業化を前提とした都市計画変更の手続きを進めることを明言する被告が、その直後に提出した被告第27準備書面では、未だ「都市計画に関する都の方針を取りまとめていく段階にある」と臆面もなく主張していることは驚きである。

被告は、長い二枚舌を駆使して、こうした矛盾する主張を繰り返しながら、

ドミノ倒しのようにズルズルと「外環の2」計画の全線を整備していく意図を有していると判断せざるを得ない。「外環の2」の一部事業化によって、「外環の2」都市計画は、まさに全体が事業化に向けてレールが敷かれた状態であると言える。

- 3 そこで、原告は、「新方針」に関し、以下の求釈明を行い、同求釈明に対する被告の回答を得たうえで、「あり方（複数案）」と「新方針」との関係について問題点の指摘を行う予定である。
 - (1) 平成26年5月14日発表の「外環の地上部街路（外環の2）の都市計画に関する方針」で述べられている「都市計画変更の手続き」は、3キロメートル区間のみを対象に行うのか、それとも「外環の2」全体について「都市計画変更の手続き」を行うのか。

上記いずれの場合においても、変更手続の結果、「外環の2」全体のうち3キロメートル区間以南は、従前の計画どおりであることが再確認されることとなるのか否か。
 - (2) 過去に東京都が行った「都市計画変更手続き」中、本件のように計画道路の幅員が3キロにわたって、半分以下の幅員に変更されるような都市計画が他に存在するか。
 - (3) 「新方針」では、平成26年6月から説明会やオープンハウスが行われることが記されているが（甲153）、都市計画変更決定までのスケジュールはどのようなものか。
 - (4) 「新方針」に基づき、3キロメートル区間について都市計画変更決定がなされた場合、その後、引き続き事業化申請を行うのか。

以上